



鳥取県公報

平成16年 3月23日(火)
号外第27号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則(13)(統計課)..... 1 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(14) (長寿社会課)..... 2
-----	---

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 日本標準産業分類の改訂に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正
 - (1) 岩井長者寮の使用料に係る経済的事情による区分(以下「区分」という。)のうち、19階層の使用料の額を400円引き下げるとともに、C10階層及びD階層並びに20階層から22階層までの使用料の額を2,000円引き下げることとした。(附則別表、別表関係)
 - (2) 区分のうち、D階層又は22階層に該当する要件となる対象収入額を4,077,361円以上(現行 4,130,161円以上)に、21階層に該当する要件となる対象収入額を4,077,360円以下(現行 4,130,160円以下)に引き下げることとした。(附則別表、別表関係)
- 2 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正
県立福原荘についても1と同様の措置を講ずることとした。(附則別表、別表関係)
- 3 施行期日等
この規則は、公布の日から施行し、改正後の内容は、平成15年4月1日から適用することとした。

規 則

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第13号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（調査の対象）</p> <p>第17条 鉱工業生産動態調査は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類D - 鉱業又は大分類F - 製造業に属する事業所のうち知事が指定するもの（以下この章において「調査事業所」という。）について行う。</p> <p>（調査事項）</p> <p>第26条 企業経営者見通し調査は、調査事業所に係る次に掲げる事項について調査する。</p> <p>（1）～（8）略</p> <p>（9）日本標準産業分類に掲げる大分類F - 製造業又は大分類J - 卸売・小売業に属する事業所にあつては、在庫水準の判断及びその見通し</p> <p>（10）及び（11）略</p>	<p>（調査の対象）</p> <p>第17条 鉱工業生産動態調査は、日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）に掲げる大分類D - 鉱業又は大分類F - 製造業に属する事業所のうち知事が指定するもの（以下この章において「調査事業所」という。）について行う。</p> <p>（調査事項）</p> <p>第26条 企業経営者見通し調査は、調査事業所に係る次に掲げる事項について調査する。</p> <p>（1）～（8）略</p> <p>（9）日本標準産業分類に掲げる大分類F - 製造業又は大分類I - 卸売・小売業、飲食店のうち卸売・小売業に属する事業所にあつては、在庫水準の判断及びその見通し</p> <p>（10）及び（11）略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第14号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

（鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正）

第1条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和39年鳥取県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
附則別表				附則別表			
区 分		金額（1人月額）		区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
C10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	159,910円	158,910円	C10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	161,910円	160,910円

D 階層	対象収入額が4,077,361円以上である者	160,470円	159,470円
備考 略			
別表(第6条の2関係)			
区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室
略			
19 階層	対象収入額が3,200,001円以上3,300,000円以下であるとき	159,910円	158,910円
20 階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	159,910円	158,910円
21 階層	対象収入額が3,400,001円以上4,077,360円以下であるとき	159,910円	158,910円
22 階層	対象収入額が4,077,361円以上であるとき	160,470円	159,470円
備考 略			

D 階層	対象収入額が4,130,161円以上である者	162,470円	161,470円
備考 略			
別表(第6条の2関係)			
区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室
略			
19 階層	対象収入額が3,200,001円以上3,300,000円以下であるとき	160,310円	159,310円
20 階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	161,910円	160,910円
21 階層	対象収入額が3,400,001円以上4,130,160円以下であるとき	161,910円	160,910円
22 階層	対象収入額が4,130,161円以上であるとき	162,470円	161,470円
備考 略			

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和57年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
附則別表				附則別表			
区 分		金額(1人月額)		区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
C10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	159,910円	158,910円	C10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	161,910円	160,910円
D 階層	対象収入額が4,077,361円以上である者	160,240円	159,240円	D 階層	対象収入額が4,130,161円以上である者	162,240円	161,240円
備考 略				備考 略			
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)			
区 分		金額(1人月額)		区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
19 階層	対象収入額が3,200,001円以上3,300,000円以下であるとき	159,910円	158,910円	19 階層	対象収入額が3,200,001円以上3,300,000円以下であるとき	160,310円	159,310円
20 階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	159,910円	158,910円	20 階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	161,910円	160,910円
21 階層	対象収入額が3,400,001円以上4,077,360円以下であるとき	159,910円	158,910円	21 階層	対象収入額が3,400,001円以上4,130,160円以下であるとき	161,910円	160,910円
22 階層	対象収入額が4,077,361円以上であるとき	160,240円	159,240円	22 階層	対象収入額が4,130,161円以上であるとき	162,240円	161,240円
備考 略				備考 略			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鳥取県立岩井長者寮管理規則及び第2条の規定による改正後の鳥取県立福原荘管理規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成16年度（平成16年4月から平成17年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成16年3月25日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号
住 所
申 込 者 氏 名 ⑩
（法人にあっては、名称及び
代表者の氏名）
電話番号

記

購 読 期 間	年 月 から 年 月 まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。